

アパート共用部の掃除

1 共用部分定期清掃とは、通路の履き掃除・拭き掃除、手摺・集合ポストの拭き掃除、壁・照明器具などのすす払い、敷地内の簡単な草むしり（除草作業と、犬猫忌避作業は別途オプション）建物や敷地内の異常の点検報告などです。



ここにゴミが溜ると雨水が流れなくなるとアパートエントランスも電源が使えなくなってしまいます。所は念入りにバキュームします。

2 アパートの定期清掃では履き、拭き掃除が中心ですが、特別清掃は専用洗剤での床面洗浄や照明器具のクリーニングも実施致します。

アパートの定期清掃は¥900円×世帯数となります。例えば8世帯のアパートの場合ですと、1回あたりの定期清掃は¥7,200（別途消費税）となります。（月間作業回数のご請求となります）

月に1回実施の場合ですと、作業に入った時からしばらくは綺麗ですが後半は荒れた状態になる事が多い様です。

月に2回実施の場合ですと、美観は何とか維持レベル位が普通です。

月に4回実施の場合ですと、管理状態は良好となります。

実施回数は、周辺の状況など建物の条件により変わってきますので、無料でお見積りさせていただきます。

1物件の世帯件数が少なく合計金額が¥7,000以下の場合には最低基本料金が¥7,000となります。

3 特別清掃は建物の構造によって必要性が異なります。

例えばマンションの様に入口にエントランスホールが有り、ガラスドアやタイル床などの場合、ガラスはスクイジーによる清掃、床はポリッシャーによる洗浄となり特別清掃が必要な物件となります。汚れの程度により年に1~4回の実施をご提案いたします。

また、エントランスが無く床材がコンクリートの場合、特別清掃は概ね必要ないと思われれます。無料にてお見積り致します。

マンション共用部の掃除

(※注)

共用部の掃除は、毎月、2ヶ月毎、の作業実施が人気です。大通りに面したマンションですと排気ガスでかなり汚れますので、毎月の定期清掃が理想です。

また、世帯数によつての汚れの程度に違いがあり作業頻度が変わってくるようです。例えば15世帯のマンションで大通りに面していない場合は汚れが少ないので、2カ月毎の作業実施で大丈夫でしょう。

周辺の環境により作業実施回数が異なりますので、無料でお見積り致します。



ゴミ集積所のルール違反のゴミは報告し処分します。



地震により外階段にクラックが来ました。オーナー様に報告致します。

マンション共用部分の定期清掃の作業料金は通路、階段、エントランスホールなど洗浄部分の面積で計算致します。構造により作業もポリッシャーによる洗浄、高圧洗浄機による洗浄など、作業に違いが有りますので、無料でお見積りに伺います、お気軽にご連絡下さい。

1 アパートやマンション共用部の床の材質によつて、洗浄の方法が違います。例えばアパートのコンクリートの床は、履き掃除と少量の水による洗浄となります。二階は大量の水で洗浄すると、構造上一階通路にポタポタと洗浄した汚水が垂れてしまう事が有る為に、高圧洗浄機などは使えません。

2 アパートの入口エントランスホールが有るタイプはポリッシャーによる機械洗浄が出来ます。

3 マンション通路のゴム質系の滑り止め効果のある(凹凸)長尺シートなどは、ポリッシャーによる機械洗浄や高圧洗浄機による洗浄が適しています。

4 アパートやマンションの屋内になる塗装の床や長尺シートなどは、ポリッシャーでの洗浄が適しています。

